

グローバル・クラスルーム日本委員会規約

2012年5月20日改定

2019年4月14日改定

2021年3月28日改定

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、グローバル・クラスルーム日本委員会という。ただし、英文表記は Japan Committee for Global Classrooms とする。

第2条(目的)

本委員会は、わが国の次代を担う高校生に対し国際理解のための学習方法として模擬国連活動の場を提供し、またその活動を広く普及及び発展させることを通して、国際連合及び国際関係に関する研究と国際問題の正確な理解又その解決策の探求を促進するとともに、豊かな国際感覚と社会性を有し未来の国際社会に指導的立場から大いに貢献できる人材を育成し輩出することを目的とする。

第3条(諸活動)

本委員会は、前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- (1) 高校模擬国連国際大会への日本代表団の派遣支援
- (2) 全日本高校模擬国連大会の開催
- (3) 全国に模擬国連活動を普及する事業
- (4) その他前条の目的の実現に資する活動

第2章 会員

第4条(会員の資格)

本委員会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する、青少年の教育及び指導に携わる個人、法人又は団体によって構成する。

2. 本委員会の会員は、評議員及び理事・研究でこれを構成する。評議員及び理事・研究の別は、その個人、法人又は団体が、第6条に定めるところにより本委員会に入会する際に決する。何人も、評議員及び理事・研究を兼任してはならない。

3. 理事・研究は、理事及び研究でこれを構成する。

第5条(会員の義務)

会員は、本規約並びに総会及び理事会の決議を遵守しなければならない。

第6条(入会)

会員になろうとするものは理事会の承認を受けなければならない。

第7条(退会)

本委員会を退会する会員は、理事会の承認を受けなければならない。

第8条(会員の除名)

会員が本委員会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に反したときは、理事会の提案に基づく総会の決議により除名することができる。

2. 理事会は、会員の除名の提案に先立って、当該会員に対し、戒告又は会員資格停止の処分を行うことができる。

第3章 役員

第9条(役員構成)

本委員会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長：1名
- (2) 研究主任：1名
- (3) 事務主任：1名
- (4) 広報主任：1名
- (5) 評議員：最大7名程度

第10条(役員選任)

理事長、事務主任及び広報主任は、理事の中より理事会の議決に基づき指名し、総会において任命する。

2. 研究主任は、研究の中より理事会の議決に基づき指名し、総会において任命する。

3. 評議員は、評議員の中より理事会の議決に基づき指名し、総会において委嘱する。

4. 役員の兼任は、その必要性が理事会の議決によって認められない限り、これを避けなければならない。

第11条(役員任期)

役員任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、第40条3項に定める理事会の議決を経ない限り、役員は連続して再任されてはならない。

2. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。前任者の任期の残存期間にその職務を行う者は、その期間が120日以下であることが見込まれる場合は、理事会の議決を経ずに前任者の職能を代行することができる。

3. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第12条(評議員の職務)

評議員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本委員会の業務執行の状況を監査すること
- (2) 前号の規定による監査の結果、本委員会の業務に関し不正の行為又は法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
- (3) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (4) 本委員会の業務執行の状況について、理事に意見を述べること
- (5) 理事が総会に提出しようとする議案、資料等を調査すること

第13条(理事長の職務)

理事長は、理事会を代表し、その会務及び理事の職務を管理及び統括する。

2. 理事長は、本規約又は本規約の施行上必要な細則に別段の定めがない限り、会計業務を統括する。

第14条(研究主任の職務)

研究主任は、以下の内容を職務とする。

- (1) 高校模擬国連国際大会派遣支援事業の引率及び派遣生のサポート
- (2) 全日本高校模擬国連大会の会議作成
- (3) 第3条第4号の活動に関する業務
- (4) 研究の職務の管理及び統括

第15条(事務主任の職務)

事務主任は、以下の内容を職務とし、それを統括する。

- (1) 第3条第1号の活動に関する事務
- (2) 第3条第2号の開催に関する事務
- (3) 第3条第4号の活動に関する事務

第16条(広報主任の職務)

広報主任は、以下の内容を職務とし、それを統括する。

- (1) 第3条第1号及び第4号の活動に関する広報等
- (2) 第3条第2号及び第3号の開催に関する広報等
- (3) 第3条第1号の参加者及び本委員会のOB・OGの取りまとめ

第17条(役員解任)

役員が次の各号の1つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第18条(役員辞任)

役員は、心身の不調及び止むを得ない事情により職務の遂行が困難となった場合に限り、総会への届出をもって任意に辞任することができる。

第4章 特別顧問

第19条(特別顧問の設置)

本委員会に特別顧問を置くことができる。

第20条(特別顧問の委嘱)

特別顧問は、本委員会の目的に賛同する個人の中から理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

第21条(特別顧問の活動)

特別顧問は、本委員会の活動に対し意見を述べることができる。

第5章 会議

第1節 総則

第22条(種別)

本委員会の会議は、総会、役員会、評議員会及び理事会の4種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
3. 役員会は、通常役員会及び臨時役員会とする。

第2節 総会

第23条(総会の構成)

総会は、会員をもって構成する。

第24条(総会の議決事項)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員の委嘱若しくは任命又は解任及び職務決定
- (4) 会計の承認
- (5) その他運営に関する重要事項

第25条(総会の開催)

通常総会は、原則として毎年2月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき
 - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき
 - (3) 評議員会が必要と認め、招集するとき

第26条(総会の招集)

総会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号から第3号までの規定による請求があったときは、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記入したe-mailにより、開催の日を少なくとも2週間前までに通知しなければならない。
4. 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

第27条(総会の議決方法)

総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 総会の議事は、本規約に特別に定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

第28条(会員以外の出席)

出席している会員が認める時は、会員以外の個人・法人・団体は出席することができる。

2. 第 49 条 1 項に定めるところの本委員会と事業等を共催する個人、法人又は団体は、オブザーバーとして総会に参加することができる。

3. 前 2 項の規定に基づき出席する者は表決権を有しない。

第 3 節 役員会

第 29 条(役員会の構成)

役員会は、役員をもって構成する。

第 30 条(役員会の議決事項)

役員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 全日本高校模擬国連大会の議題に関する事項
- (2) 全日本高校模擬国連大会の選考に関する事項
- (3) その他全日本高校模擬国連大会に関する、研究主任が議題として認める事項

第 31 条(役員会の開催)

通常役員会は、原則として毎年 4 月と 6 月に開催する。

2. 臨時役員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め、招集を請求したとき
- (2) 研究主任が必要と認め、招集を請求したとき

第 32 条(役員会の招集)

役員会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号の規定による請求があったときは、その日から 1 ヶ月以内に臨時役員会を招集しなければならない。

3. 役員会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記入した e-mail により、開催の日を少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。

4. 役員会議長は、理事長がこれにあたる。

第 33 条(役員会の議決方法)

役員会は、役員の 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 役員会の議事は、本規約に特別に定めのある場合を除き、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

3. 役員は、役員会において各々 1 個の表決権を有する。

第 34 条(役員以外の出席)

出席している役員が認める時は、役員以外の個人・法人・団体は出席することができる。

2. 前項の規定に基づき出席する者は表決権を有しない。

第 4 節 評議員会

第 35 条(評議員会の構成)

評議員会は、評議員をもって構成する。

第 36 条(評議員会の評議事項)

評議員会は、本委員会の業務を決定し、評議員及び理事・研究の職務の執行を監督する。

第 5 節 理事会

第 37 条(理事会の構成)

理事会は、理事・研究をもって構成する。

第 38 条(理事・研究の職務)

理事・研究は、第 3 条の活動に関する会務を行う。

第 39 条(理事会の招集)

理事会は理事長がこれを招集し、その議長となる。

第 40 条(理事会の議決方法)

理事会は、理事・研究の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、第 5 項の定めるところにより、理事又は研究のいずれかのみで議決が許容される事項については、その事項について表決権を有する者の過半数の出席をもって議事を開き議決をすることができる。

2. 理事会の議事は、本規約に特別に定めのある場合を除き、出席する理事・研究の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 前項の規定によらず、本規約又は本規約の施行上必要な細則に別段の定めがある事項については、出席する理事・研究の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。

4. 理事・研究は、理事会において各々 1 個の表決権を有する。

5. 第 3 項に定めるところの議決又は本規約若しくは本規約の施行上必要な細則の定めにより、理事又は研究のいずれか一方が専権する会務が定められたときは、前項の規定によらず、理事又は研究のいずれか他方が表決権を有さない議事が開かれ、議決がなされることが許容される。理事が表決権を有さない議事については、前条の規定によらず、研究主任がこれを招集し、その議長となる。

第 41 条(理事会の議決事項)

理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 会員の入会及び退会に関する事項
- (3) 特別顧問の委嘱の承認
- (4) 役員 の 指 名
- (5) その他、本委員会の事業を実施するために必要と認められる事項

第 6 章 資産及び財産

第 42 条(資産)

本委員会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品・賛助金

第 43 条(管理)

本委員会の資産の管理は、会計担当の理事が行う。

第 44 条(会計年度)

本委員会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 45 条(予算及び決算)

理事長は、第 25 条 1 項に規定の総会が開催される前までに翌年度の事業予算案を作成し、理事会の議を経て総会の承認を求めなければならない。

2. 理事長は、毎年会計年度終了 2 ヶ月前までに決算書を作成し、理事会の議を経、評議員会の監査を経て総会の承認を求めなければならない。

3. 第 25 条 1 項に規定の総会が開催されてから当該会計年度が終わるまでの間の決算書は、これを翌会計年度に別途作成又は翌会計年度の決算書と共に作成することができる。

第 46 条(著作物及び印行物)

本委員会又は本委員会の会員が第 3 条に掲げた活動の実施ために作成する著作物は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の定めるところにより保護される。

2. 何人にも、本委員会又は本委員会の会員が第 3 条に掲げた活動の実施ために作成する著作物を利用等する際は、当該著作物に記載の事項及び著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の定めるところに従うことを要請する。

3. 本委員会又は本委員会の会員が第 3 条に掲げた活動の実施ために作成する著作物の取り扱いを巡り係争のあるときは、本規約若しくは本規約の施行上必要な細則又は日本国法令に則ってこれに対処する。

第 7 章 規約の変更及び解散

第 47 条(規約の変更)

本規約は、総会の議決によって変更することができる。

2. この議決には、総会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

第 48 条(解散)

本委員会は次に掲げる事由により解散することができる。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする諸活動に係る事業の成功の不能
- (3) 合併

2. 前項第 1 号の事由により本委員会が解散するときは、総会員の 4 分の 3 以上の同意を要する。

3. 本委員会が本規約に定められた手続きを経て法人格を得る又は本委員会を基として法人が設立されたときは、かかる法人は本委員会の職能を承継した組織と見なす。この事象における本委員会の処遇は、かかる法人の規約、定款、その他取極又はかかる法人内の会議等により決することとする。

4. 前項の規定に基づき本委員会を解散することが相当との判断に至った場合は、第 25 条並びに第 26 条及び本条第 1 項 1 号の規定により、可及的速やかに適切な方法で本委員会の解散を決するよう努める。

第 8 章 共催、協賛、協力、助成及び後援

第 49 条(共催、協賛、協力、助成及び後援)

本委員会が個人、法人又は団体と事業等を共催しようとする場合は、理事会による議決を経てこれを承認する。この議決は、その議決を行った会計年度の間有効である。

2. 本委員会が協賛、協力、助成及び後援を受ける場合は、次の各号に定める事象に該当する場合を除き、理事会の議決をもってこれを認定する。この議決は、その議決を行った会計年度の間有効である。

(1) 本委員会と事業等を共催する個人、法人又は団体との間に明示又は黙示若しくは口頭の契約又は合意があるとき

(2) 本規約又は本規約の施行上必要な細則に別段の定めがあるとき

3. 本委員会の会員は、本規約又は本規約の施行上必要な細則に別段の定めがある場合を除き、前 2 項が定めるところの共催、協賛、協力、助成又は後援の主体たることはできない。

第 9 章 細則

第 50 条(細則の制定)

本規約の施行上必要な細則は、理事会の議を経て理事長が定める。

第 51 条(会員の任期に関する過渡規定)

2020 年 12 月 31 日時点で本委員会の役員であった者は、その時点での本規約の規定によらず、また、第 11 条第 2 項又は 3 項に規定の事象が生じた場合を除いて、2021 年 3 月 31 日まで任期が続くものと見なす。

2. 当該過渡規定は、2021 年 3 月 31 日まで有効である。

第 52 条(発展的かつ持続的な運営に関する過渡規定)

理事会は、必要に応じて、第 3 条のより発展的かつ持続的な実施が求められるとの議決をすることができる。

2. 前項に定めるところの議決がなされた場合、本委員会は、可及的速やかに適切な方法で、日本国法令に従い、法人設立のために必要な書類等を作成し、これを法人設立に係る庶務を所管する公署に届け出ること努めなければならない。

3. 前項に定めるところにより、本規約に定められていない事項についての会務を調整又は実行する場合は、その事前又は事後に、総会又は理事会による承認を受けなければならない。

4. 当該過渡規定は、第 40 条 3 項の定めるところの議決により否定されない限り有効である。

第 53 条(理事・研究の本委員会への入会に際しての過渡規定)

理事の本委員会への入会は、第 40 条 5 項の規定に沿って承認される。

2. 研究の本委員会への入会は、第 40 条 5 項の規定に沿って承認される。

3. 当該過渡規定は、第 40 条 3 項の定めるところの議決により否定されない限り有効である。

第 54 条(評議会員の地位についての過渡規定)

2021 年 3 月 31 日段階では、全て評議員は評議会員であり、全て評議会員は評議員である。

2. 2021 年 4 月 1 日以降、評議会員となる者は、第 6 条の定めるところの入会に際しての承認を受けた後、可及的速やかに、第 10 条 3 項の定めるところの委嘱を受けなければならない。

3. 当該過渡規定は、第 40 条 3 項の定めるところの議決により否定されない限り有効である。

第 55 条(会計業務についての過渡規定)

理事長は、第 13 条 2 項の定めるところにより、会計業務を統括する。

2. 理事会は、第 40 条 3 項の定めるところの議決により、会計主任を置くことができる。会計主任が置かれたときは、前項及び第 13 条 2 項の定めるところによらず、会計主任が会計業務を統括する。

3. 会計主任は、第 43 条及び第 45 条に定められている職務等を遂行する。その際、会計主任は、理事長と協働してこの遂行につとめなければならない。

4. 当該過渡規定は、第 40 条 3 項の定めるところの議決により否定されない限り有効である。